

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十三号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条第一項中「がけ」を「崖」に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第一条第二項及び第四項」を「第一条第一項及び第三項」に改め、同条第二項第一号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十三条の規定により、宅地造成工事が同法第九条第一項」を「第十七条の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事が同法第十三条第一項の規定に適合し、若しくは同法第三十六条の規定により特定盛土等に関する工事が同法第三十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「がけ」を「崖」に改める。

第四条第一項第一号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第四十三条第二項第一号の規定による認定を受けた長屋

第九条中「建築物の」の下に「うち木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるものの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は令和七年四月一日から、第三条の改正規定及び次項の規定は同年五月七日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅

地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十三条の規定により宅地造成工事が同法第九条第一項の規定に適合していると認められた土地における建築物については、この条例による改正後の建築基準法施行条例第三条第二項第一号に該当する建築物とみなして、同項の規定を適用する。